令和7年度(秋期) 奈良中心市街地の交通に関する広報業務委託 仕様書

1. 業務の目的

本業務は、奈良公園や平城宮跡、西ノ京などを含む奈良中心市街地において、公共交通で来訪する観光入込客数およびパーク&ライド駐車場の利用者数を増加させることを目的とするものである。本目的を達成するため、各施策を掲載しているホームページ「奈良公園・平城宮跡アクセスナビ」へ誘導するためのインターネット広告、パーク&ライド駐車場のインターネット広告およびチラシの作成・印刷・配送を行う。

〈参考〉・奈良公園・平城宮跡アクセスナビ: https://www.nara-access-navi.com/

・奈良中心市街地公共交通活性化協議会 HP: https://www.pref.nara.jp/17539.htm

2. 履行期間

契約日~令和7年12月5日

3. 業務内容

3.1. インターネット広告

10月4日(土)~11月16日(日)の土日祝および10月20日(月)~11月7日(金)の平日(計30日間)に、Google リスティング広告、Google ローカル検索広告およびYahoo リスティング広告を、以下の通り実施すること。広告実施前には計画書を作成し、発注者の承諾を得ること。広告実施期間中は経過を発注者に適宜報告し、必要に応じて広告運用を見直すこと。広告実施後には、表示回数やクリック数、クリック率、クリック単価、利用金額等の結果をまとめた報告書を提出すること。

(1) Google リスティング広告

- ・ホームページ「奈良公園・平城宮跡アクセスナビ」の Google リスティング広告を行うこと。
- ・広告の主なターゲットは、近畿圏、三重県および愛知県在住者とする。ターゲットを年代別 に区分して、効果的に広告を行うこと。
- ・リスティング広告によるクリック数は、10,000 回以上を目標とする。なお、令和7年度春期に実施した Google リスティング広告におけるクリック率は、5%程度である。

(2) Google ローカル検索広告

- ・パーク&ライド駐車場である国道 24 号高架下駐車場について、Google を活用してローカル 検索広告を行うこと。なお、パーク&ライド実施期間は 10 月 18 日(土)~11 月 16 日(日)の 土日祝(11 日間)を予定している。
- ・ローカル検索広告によるクリック数は、8,000 回以上を目標とする。なお、令和 7 年度春期 に実施した Google ローカル検索広告におけるクリック率は、1%程度である。

(3) Yahoo リスティング広告

- ・ホームページ「奈良公園・平城宮跡アクセスナビ」の Yahoo リスティング広告を行うこと。
- ・広告の主なターゲットは、近畿圏、三重県および愛知県在住者とする。ターゲットを年代別 に区分して、効果的に広告を行うこと。
- ・リスティング広告によるクリック数は、5,000回以上を目標とする。

3.2. パーク&ライドのチラシの作成

(1) デザイン作成

- ・別紙に示した「パーク&ライドのチラシ」の作成を行い、発注者と協議の上、必要に応じて レイアウト等を編集すること。別紙のデータについては、発注者より提供する。
- ・写真や画像について掲載許可申請等の許認可が必要な場合は、原則受注者で対応すること。
- ・校正は、文字・デザイン校正と色校正を含み、校正回数は文字・デザイン校正を4回、色校正(簡易構成)を1回と想定している。各校正時において、記載内容の訂正や差し替えが生じることがあるが、この場合には、修正等の対応を迅速に行うこと。

(2) 印刷

- ・チラシの規格は、A3 サイズ 2 つ折り、マットコート紙 110K、4/4 刷とする。
- ・印刷部数は 4,400 枚とする。
- ・印刷部数は変更となる可能性がある。変更が生じた場合は設計変更協議の対象とする。

(3) 梱包·配送

- ・印刷物が破損・汚損しないように梱包・配送すること。
- ・発注者が指定する部数毎に梱包し、別途指示する時期・場所に送付状とともに配送すること。 なお、送付状は受注者にて印刷すること。
- ・配送箇所数は20箇所とする。
- ・配送箇所数は変更となる可能性がある。変更が生じた場合は設計変更協議の対象となる。
- ・納品期限は 10 月中旬頃を想定しており、詳細は発注者と協議の上、決定するものとする。

(4) 留意事項

・業務期間中に、秋期のパーク&ライドの実施内容が大幅に変更になる等により、想定スケジュールでのチラシの作成が困難になる等の事象が発生した場合は、発注者と協議の上、業務内容を変更する場合がある。変更が生じた場合は設計変更協議の対象となる。

4. 成果品

- ・受注者は、業務完了後、速やかに業務実施報告書を提出すること。業務実施報告書は、本業 務の実施過程や経過が明確となるよう作成すること。
- ・なお、発注者は業務実施報告を受けた場合、書類内容の審査及び報告を求めることができ、 また、事業場への立ち入りや帳簿書類その他の物件を検査し、関係者への質問等、必要な調 査を行うことができるものとする。

5. その他の事項

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先(順次、再委託する場合は最終の委託先まで)を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を発注者に提出し、承諾を得た場合はこの限りでない。

なお、本業務に伴う成果物については、物品等の製造いかんに関わらず、受注者が最終責任 を負うこととし、これが受注者と製造者との契約等によって担保されていること。

(2) 個人情報に関する取扱い

本業務において、個人情報の取扱のある場合は以下のとおり取り扱うものとする。

- ① 本業務にて利用する個人情報については、その必要性を充分検討し、必要最小限にするとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないよう配慮すること。
- ② 本業務にて利用する個人情報については、当該個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。
- ③ 本業務にて利用する個人情報については、登録された個人情報について本人が確認する手段を講じるとともに、過誤等のあるときは、本人の請求に基づき削除または訂正が出来るものとする。
- ④ 個人情報については収集から廃棄に至るまで適切に取り扱うものとする。
- ⑤ 上記に定めるもの以外については、奈良県個人情報保護条例(平成12年3月30日条例 第32号)に基づき取り扱うものとする。

(3) 撮影許可、画像使用及び掲載許可申請手続き

本業務の遂行にあたり、撮影許可、画像使用及び掲載許可などの許可申請手続の必要が生じた場合は、受注者の負担により関係機関に対し必要な使用申請手続き等を行うものとする。申請先や申請方法、申請内容等については発注者と十分事前協議を行うこととする。

(4) 著作権の帰属

この契約により生成される著作物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

- ① 成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は発注者である 奈良中心市街地公共交通活性化協議会に無償で譲渡するものとする。
- ② 発注者は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- ③ 受注者は、発注者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。
- ④ 構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受注者が行うこととし、その経費は受注者の負担とする。

(5) 第三者の権利侵害の禁止

受注者は、本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、 第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受注者の責任、負担におい て対応し、発注者は責任を負わないものとする。

なお、第三者が権利を有している映像・画像等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受注者が行うこと。

(6) 貸与資料

発注者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受注者に貸与するものとする。受注者は発注者の指示に従い、借用書を発注者に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を発注者に返却しなければならない。

(7) 秘密の遵守

受注者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、発注者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。発注者により貸与された資料及び成果品については、受注者は破損、紛失のないように取り扱いに十分注意するものとする。

(8) 検査等

- ① 発注者は、成果品について、契約書、本仕様書に基づき書類等について必要な検査を行う。
- ② 上記①において、指摘があった場合には、受注者は発注者の指示に従い適正に対応するとともに、再度検査を受けなければならない。

(9) 業務分担

本業務について、発注者の作業と受注者の作業をそれぞれ明確にすること。

(10) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受託しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受託すること。

- ① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- ② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - i 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。
 - ii 健康保険法第 48 条の規定による被保険者(同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - iii 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者 (同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。) の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - iv 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出 を行うこと。
 - v 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行う こと。
- ③ 本事業の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本事業の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

令和7年度春期 パーク&ライドのチラシ(A3)

(表面)



(裏面)

